

陳 情 回 答 綴

(陳情第 4 号～第 20 号)

令和 7 年第 1 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第	4号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第	5号	議案の審議結果について……………	2 1
陳情第	6号	入札契約制度について……………	2 3
陳情第	7号	政党機関紙について……………	2 5
陳情第	8号	行政にかかる諸問題について……………	2 7
陳情第	9号	行政にかかる諸問題について……………	3 9
陳情第	10号	治安について……………	4 7
陳情第	11号	児童発達支援センターについて……………	4 9
陳情第	12号	障害者施策等の充実について……………	5 1
陳情第	13号	新型コロナウイルスワクチンについて……………	5 3
陳情第	14号	行政にかかる諸問題について……………	5 5
陳情第	15号	文化財の保護等について……………	7 1
陳情第	16号	公共交通について……………	7 3
陳情第	17号	支援学校等について……………	7 5
陳情第	18号	支援学校について……………	7 7
陳情第	19号	医療的ケア児について……………	8 1
陳情第	20号	放課後施策について……………	8 3

番 号	陳情第4号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月21日
<p>(審査結果)</p> <p>第3項</p> <p>広報さかいに掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項をできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等の賛否一覧を見やすく表形式で掲載するなど、内容の充実に努めています。</p> <p>なお、議案や審議等の詳細については、広報さかいでは紙面のスペースに制約があるため、堺市議会ホームページで議案書や会議録、インターネット議会中継をご覧いただけるようにし、「議会のうごき」の紙面ページにも二次元コードを掲載して当該情報にアクセスしやすいよう工夫するなど、情報発信の充実に努めています。</p> <p>また、「議会だより」の発行については、多くの紙資源と多額の経費を要するなどの課題もあり、現在のところ行っていません。これらの現状により、広報さかいの紙面に「議会のうごき」を掲載しているものです。</p> <p>今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどを通して、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めていきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第4号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（政策企画部計画推進担当・広域連携担当）（総務局行政部行政経営課）</p> <p>2025年大阪・関西万博は、市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」の重点戦略「堺の特色ある歴史文化～Legacy～」などに関連する重要な事業であり、経済、文化、社会等すべての面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものです。</p> <p>本市としても、堺の持つ優れたポテンシャルを活かしてその効果を確実に取り込み、堺の成長、発展につなげるため、大阪府・大阪市や周辺地域と連携しながら、万博の機運醸成、堺の魅力発信に取り組みます。</p> <p>同時に、重点戦略として「強くしなやかな都市基盤 ～Resilient～」 「将来に希望が持てる子育て・教育～Children's future～」などを掲げ、市民の暮らしを守るための取組を推進しており、令和7年度当初予算案の重点施策においても「安心できる堺の確保」を掲げ、小学校給食費無償化の段階的な実施等をはじめとする子育て世帯の経済的負担の軽減、ソフト・ハード両面での多岐にわたる大規模災害への備え、妊娠・出産から子育て全般にわたるきめ細かな支援や教育環境の充実、文化芸術の振興などに取り組むこととしています。</p> <p>また、物価高騰等の社会的要因により市政運営を取り巻く環境は厳しさを増すことが見込まれています。このような厳しい環境の中でも市民サービスの維持・向上を図り、持続可能な市政運営を確保するため、従来に行財政改革の取組に加え、財政面だけでなく組織運営面にも踏み込んだ構造改革に取り組む必要があると考えています。</p> <p>第5項（広報戦略部広報課）</p> <p>「広報さかい」は市の重要施策や市政情報をはじめ、市民の暮らしを守るセーフティネットに関する情報を「市政トピックス」や「特集面」などのページでお伝えしています。</p> <p>今後も市政情報を全戸宅配の広報紙にしっかりと掲載し、充実した紙面制作に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（行政部総務課）</p> <p>本市では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの情報提供依頼に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な情報（情報提供依頼があった年齢に該当する者の住所、氏名の2情報のみをラベルシールに印刷したもの）を自衛隊に提供しています。自衛官募集事務は、自衛隊法第97条第1項において市町村の法定受託事務と定められており、この情報提供は、個人情報の保護に関する法律第69条第1項に規定する法令に基づく場合として実施しているものです。</p> <p>自衛隊への情報提供を希望されない方には、市へ提供中止の申出をいただくことで自衛隊へ提供する情報から除外することや、申出の受付期間、申請方法を市のホームページや広報紙、SNSで周知しています。</p> <p>なお、中学生に該当する年齢を対象とした自衛隊法施行令第120条に基づく情報提供依頼はこれまでありません。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>選挙時における啓発活動は、これまでの投票所入場整理券、広報さかい及びポスターなどの紙媒体に加え、LINE、Facebook、X（旧Twitter）などのSNSを活用し、有権者に投票日、投票時間、投票方法を周知し、投票を呼びかけてきました。</p> <p>また、若年層の投票率向上のために、高校への出前授業や投票箱の貸し出し、区民まつりで模擬投票を実施し、親子で投票を体験する機会を設けるなど、新たな取組も行いました。</p> <p>しかし、投票率向上に結び付けることが難しく、特に若年層における投票率の向上が難しい状況です。投票率向上は長期的な取組が必要不可欠であるため、今後も引き続き取り組みます。</p> <p>また、当委員会の体制強化については、選挙事務の専門性が高く、公平かつ迅速な対応が求められるため、市・区選挙管理委員会事務局の職員に対して、選挙事務研修を実施し、人員の確保については、選挙の種類に応じた当日投票所職員の適切な配置や、人材派遣の活用を行っています。</p> <p>更に、有権者の利便性を高め、投票機会の拡充を図ることにつながる期日前投票所の増設は、各選挙の種類に適切に執行するために必要な会場の確保や、適切に事務処理をするための運営体制に課題があるため、区選挙管理委員会と協議しながら設置に向けて取り組みます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（防災課）</p> <p>本市では、令和7年1月27日にトイレトレーラーを寄贈いただき、美原区にある堺市総合防災センターにて啓発展示を行っています。このトイレトレーラーは災害時利用や他都市における被災地支援に活用します。</p> <p>温かい栄養バランスのとれた食事の提供やトイレ環境の改善に関して、国においても全国の自治体や民間団体等が所有する災害時に活用可能なキッチンカーやトイレトレーラー等を平時からあらかじめ登録・データベース化し、災害時のニーズに応じて迅速に提供することを目的に登録制度が創設される予定です。本市では、災害時に国制度等を活用し、避難所において食事の提供やトイレ環境の改善に向け取り組みます。</p> <p>また本市では市内162箇所の各指定避難所に段ボールベッドを含む簡易ベッド20台、段ボール製やテント型のパーティション計35基をそれぞれ備蓄しています。これらは体調不良者や、特別に配慮が必要となる要配慮者へ優先して設置することを想定しています。</p> <p>さらに、国は、令和6年度補正予算において、段ボールベッド等の購入費用を交付対象とした新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を創設するなど、市町村の避難所環境の改善に向けた取組支援を強化しています。本市においても創設された交付金の活用等により、さらなる避難所環境の充実を図ります。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課、学校管理部学校施設課）</p> <p>生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な問題だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。生理用品の配布をきっかけに、困難な問題を抱える女性を相談・支援につなげることを目的として、ダイバーシティ企画課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、堺市社会福祉協議会などで、相談窓口の案内シールを貼付した生理用品の配布を行っています。</p> <p>また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点も踏まえ、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、市民に向けた生命と性を尊重する啓発を行っています。</p> <p>学校において、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合、児童生徒の心身の健康状態等を把握しながら、保健室等で対面により生理用品の配布等個別の対応を行うことを基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断した場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。</p> <p>学校における性教育は、文部科学省が定める学習指導要領及びその解説や、それらに基づいた教科書を用いて指導しており、学校内で性に関する指導を行う場合は、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意をして実施しています。</p> <p>加えて、本市教育委員会では、各小・中学校に助産師等の専門家を派遣し、児童生徒の発達段階を考慮しながら、「他人が勝手に触れてはいけないプライベートゾーン」「カップル間で起こる暴力・デートDVの危険性」「SNSで人と出会うことのリスク」等を内容とする性の問題行動に対応するための講習会を開催しています。</p> <p>また、学校や公共施設において、誰でも使用できるバリアフリートイレ（多目的トイレ）の整備を進めています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課）（教育委員会事務局中央図書館総務課）</p> <p>男女共同参画センターは、男女共同参画の施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援しています。</p> <p>男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設と連携することで、女性だけでなくすべての人が利用しやすい活動の場を提供できるよう努めます。</p> <p>区役所及び図書館の会議室については、本市の事務事業又は関連する会議等を行うことに利用しており、個々の利用には供しておりませんので、ご理解のほどお願いします。</p> <p>また、「区民プラザ」・「区民活動支援コーナー」を開設している区もあります。これらの施設には、打ち合わせなどに利用できるミーティングスペースを備えており、市民活動の場としてご利用いただくことができます。ご利用にあたっては各施設にお問い合わせいただくようお願いいたします。</p> <p>第11項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課）</p> <p>堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部（ピースメッセンジャー）の紹介や次世代の語り部の育成、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。</p> <p>また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、これまでも活動の後援等を行ってきましたが、今後もこうした団体の活動に、後援等を通じて協力を行います。</p> <p>学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、わが国の文化や伝統に誇りを持ち、国際社会の一員として、こどもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成16年11月から1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております、平成18年7月からは、子育てに係る負担軽減を図るため1か月当たりの負担限度額を2,500円とする助成制度の拡充を行いました。これらは大阪府内で統一して導入された福祉医療費助成制度です。</p> <p>さらに本市独自の取組として所得制限の撤廃と対象年齢18歳までの拡充を実施しています。</p> <p>更なる助成の拡充は予定していませんが、引き続き子ども医療費助成制度を含めた子育て施策に対する国や府の動向を注視します。</p> <p>第13項（健康部斎場）</p> <p>昨年12月末から年始にかけて、火葬需要が急増し、火葬予約が取りづらい状況となったことから、1月中旬より火葬入場時刻を延長し、火葬枠を増枠して対応しました。</p> <p>引き続き、火葬需要の動向を注視しつつ、状況に応じて火葬枠を増枠するなど、柔軟に対応します。御理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>第14項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>本市は、大阪府に対し、「令和6年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置などを講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行い、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望などを行います。</p> <p>なお、保険料負担の軽減のため、保険料率を引き下げることや負担軽減策を本市独自で講じることはできませんが、被保険者に対して疾病の予防や早期発見、重症化予防を図ることで、被保険者の健康増進と医療費適正化に努めています。</p> <p>第15項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課）</p> <p>高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。</p> <p>引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>本市では、介護保険料の負担軽減のため、第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）において、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の見直しなど、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定しているほか、介護給付費準備基金の投入などにより、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図っています。</p> <p>また、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう、国に対して引き続き要望します。</p> <p>第17項（長寿社会部介護事業者課）</p> <p>特別養護老人ホームの整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により進めています。</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備数は、入所待機者数や将来的な高齢者人口の推移などを考慮し、審議会などの調査・審議を経て設定しています。今年度においても高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホームの施設整備事業者を選定しています。</p> <p>今後も、堺市民が適切な介護サービスを利用できるよう、必要な特別養護老人ホームなどの施設整備に努めます。</p> <p>第18項（長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害福祉サービス課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課、子育て支援部幼保政策課）</p> <p>本市の高齢者施設、障害者施設などの介護職員などの処遇改善については、国制度において実施されており、市ホームページで情報提供を行い、本市も応分の費用負担をしています。また、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るため、財政措置の拡充などを行うよう、国に対して要望しています。</p> <p>保育施設、児童養護施設などの施設職員などの処遇改善についても、国制度において実施されており、会議などでの制度説明や、各施設への通知の送付などにより制度活用を促し、本市も応分の費用負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（生活福祉部地域共生推進課、長寿社会部介護保険課、介護事業者課、国民健康保険課、医療年金課）（建築都市局住宅部住宅施策推進課）</p> <p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、所得に応じた定率負担及び自己負担限度額が定められており、1か月の医療費が高額になった場合は、申請により月額の自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。</p> <p>また、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの医療保険と介護保険の両保険に自己負担がある世帯について、1年間（毎年8月から翌年7月末まで）の自己負担額の合算額が法定の額を超える場合は、申請により年額の自己負担限度額を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給し、負担軽減を図っています。</p> <p>介護保険の利用料については、その負担があまり高額とならないように所得区分に応じて自己負担の上限を設けており、限度額を超えた分は高額介護サービス費として給付しています。また本市では、社会福祉法人が生計の維持が困難な低所得者を対象に実施している利用者負担の軽減措置に係る経費の一部を負担しています。</p> <p>在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設などの整備については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき進めています。</p> <p>また、本市では単身高齢者を含む住宅確保要配慮者の住まいの確保を支援するため、建築都市局と健康福祉局が連携し、住まい探し相談会を開催しています。</p> <p>加えて、高齢の単身女性を含む生活困窮者に対して、本市では、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、生活困窮者に対し、相談支援や就労支援、家計改善支援など、生活困窮状態からの脱却を図るための支援を行っています。</p> <p>第20項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>既に大仙公園に説明掲示板を設置し、また、市ホームページで各施設の説明をしているため、新たに説明掲示板とパンフレットを作成する予定はありませんが、第二次世界大戦で犠牲になられた多数の方に思いを馳せ、恒久平和を祈念することは重要であると考えています。</p> <p>御指摘を踏まえ、市ホームページについては、「大仙公園（だいせんこうえん）」のページにおける説明とは別に、「戦没者・戦災死没者の追悼」のページを新たに作成し、広くその意義が多くの人に伝わるようにします。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（子育て支援部幼保政策課）</p> <p>保育士の配置については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目なども設定しており、安心して子どもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。</p> <p>なお、令和5年度には、子育て世代の流入・定住促進を図るため、所得制限のない第2子以降の保育料の無償化の実施・認定こども園における医療的ケア児など配慮を要するこどもの支援体制の強化などの拡充を行い、令和6年度も継続して実施しています。</p> <p>令和6年度には、安全・安心な保育体制を強化し保育教諭などの負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要するこどもに対応する保育教諭などの支援を拡充しています。</p> <p>また、令和7年度当初予算では、近年の人件費上昇などに対応し、延長保育事業などの補助単価の拡充に係る経費を計上しています。</p> <p>引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、こどもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（都心未来創造部都心活性化担当、都市整備部中百舌鳥・拠点整備担当）（中区役所深井駅周辺地域活性化推進室）</p> <p>本市では、上位計画である「堺市基本計画2025」や「堺市都市計画マスタープラン」において各拠点のめざすべき都市像等を位置づけています。その実現に向けては、拠点ごとに課題解決や施策の方向性等を示した整備方針等を策定し、これらの方針を踏まえ事業の推進に取り組んでいます。</p> <p>整備方針等の策定過程においては、市民の皆様のご意見をお伺いし、整備方針等への反映や今後の施策の参考とさせていただいています。今後とも事業実施に当たっては、庁内関係各課において事業者と協力して地域住民等の皆様への丁寧な説明と意見交換等により理解を得ながら、拠点形成の取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第23項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当、交通部交通政策担当、公共交通担当）</p> <p>本市では、交通事業者が運行する鉄軌道や路線バスに加え、これらの公共交通を利用しづらい地域の方の鉄道駅や公共施設等への移動手段の確保を目的として堺市乗合タクシーを運行しています。また、路線バスについては、利用者の減少等に伴い、路線の維持が困難なバス路線のなかで、市民の日常生活に必要不可欠な路線に対して、運行に要する費用を補助することで路線の維持確保を図っています。</p> <p>さらに、すべての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援、阪堺電車への低床式車両の導入や線路・踏切等の更新などに対する支援、及び65歳以上の堺市民の方がバスと阪堺電車を1乗車100円で利用できるおでかけ応援制度等を実施し、公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者と取り組んでいます。</p> <p>公共交通は市民などの多くの方に利用していただくことにより、路線の維持確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、引き続き交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組めます。</p> <p>SMIプロジェクトについて、本市では、「堺都心未来創造ビジョン」のもと堺都心部の活性化に向けて、地域資源を活かし魅力を高める「魅力を磨く」取組と、人・地域・情報・サービスなどの「魅力を結ぶ」取組を一体的に進めています。</p> <p>堺都心部の活性化に向けては、堺駅・堺旧港、環濠、堺東の3つのエリアをつなぐ交通軸の強化に加え、エリア内の移動利便性向上により、堺都心部における便利・快適な移動環境の構築を図ることが重要です。そこで、SMI都心ラインでは、自動運転等の新技術を活用した車両の導入に加え、待合環境の向上や滞留空間の創出、情報発信機能の強化、次世代モビリティとの結節などシャトルバスの高度化をめざしています。なかでも、今後、人口減少・高齢化が一層進展することを見据え、高齢者や障害者などすべての人が介助なく乗降可能なバスの実現を図ります。</p> <p>また、現在バス運転士の担い手不足により、市内バス路線においても減便等が発生しています。SMI都心ラインは、自動運転技術を活用することでバス運転士不足に対応しつつ、シャトルバス路線の運行サービスの維持・向上を図り、ひいては市内バス路線の維持・確保につなげようとするものです。</p> <p>今後も市民の皆様への説明や実証実験の積み重ねなど、社会受容性の向上を図りながら、引き続き、実現に向けて取組を進めます。</p> <p>SMI美原ラインは都心部と美原区を結ぶ「拠点間ネットワーク」を担うものであり、南北方向の鉄軌道を東西に結節し、堺都心部と美原をはじめとする市域東部を結ぶことで、人流の活性化や公共交通の利用促進などを図るものです。</p> <p>令和4年度から実証実験を実施しており、今年度は10月7日（月）から12月20日（金）の期間で実証実験を実施しました。これまでの実証実験の結果を踏まえ、SMI美原ラインの導入に向けた検討や実証実験など、引き続き取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>自転車ヘルメットの着用率向上に向けて、昨年度実施した自転車利用者への調査結果を踏まえ対応しており、調査結果では、自転車ヘルメットを着用しない理由として「着用が面倒」「持ち運びが面倒」という意見が多数を占めたため、持ち運びの負担軽減や着用の習慣化を促進するため、駐輪場事業者と連携し、市内の一部駐輪場で自転車ヘルメットの無料預かり・貸出サービスを令和6年12月から開始しています。</p> <p>今後は、新たに市内警察署と連携した企業向け自転車交通安全教室や各区で高齢者向け自転車教室を開催するなど、自転車交通ルールの周知、自転車ヘルメット着用啓発の機会を増やし、参加者には自転車ヘルメット購入割引券を配布する予定です。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（経営企画室広域・公民連携・DX推進担当）</p> <p>市民生活や企業活動に不可欠な公共インフラである水道事業では、人口減少や節水機器の普及により収益の減少が見込まれる一方、水道施設の老朽化等に伴う更新費用の増加が大きな課題となっています。</p> <p>そのような厳しい経営状況の中、水道事業の経営基盤を強化し持続可能なものとするためには、公益性・公共性を確保した上で、民間の技術力や経営資源を効果的に活用し、より効率的な事業運営を図ることが必要なことから、これまでの公民の役割分担や事業手法にとらわれることなく、本市が引き続き担うべき業務と民間事業者等に委ねるべき業務の最適化に取り組んでいます。</p> <p>なお、民間事業者による業務履行においても、本市が責任をもって適正に管理し、安全・安心な水道の供給と更なる市民サービスの向上に努めます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（学校教育部教育課程課）</p> <p>学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。</p> <p>本市では現在、全小中学校に学校司書を配置しており、各校において司書教諭等と協働し、地域人材である学校図書館サポーターの活用も含め、学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、環境整備を進めています。</p> <p>学校司書等の配置については各校の学校図書館教育における実情を把握し、配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続きそれらをふまえた、適切な配置について検討を行います。</p> <p>第27項（学校教育部教育課程課）</p> <p>大阪府における2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、未来社会の革新的な技術やサービスを直接体験できる機会となり、学校行事として実施することにより、大阪・関西万博に関連した事前や事後の学習も含め、児童生徒が互いに多様な感じ方や意見を交流でき、未来社会についての考えを深めることにつながることから、より多くの学びの機会を確保できると考えております。そのため、各学校に対しては、事業の趣旨をふまえ、まずは学校や学年単位での来場について検討するよう依頼しています。各学校における事情も様々であることから、参加の判断は各学校にて行います。</p> <p>万博への参加も含め、学校が校外学習を実施する際は、現地の状況や安全の確認、地理的環境や所要時間などを把握し、避難経路や引率する教員の体制等を十分考慮して計画を立てています。また、本市教育委員会としては、これまで指摘があった万博に係る危険性については開幕までに対策が練られ、安全に開催されると認識しています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第28項（総務部学校改革推進室）</p> <p>堺市がめざす新たな学校のあり方は、グローバル化の進展や人口減少の進行など急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育み、子どもたちの可能性を最大限に引き出すため、これからの堺の学びとして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざします。</p> <p>中学校区を構成する小中学校を一つのチームとして捉える「学校群」という仕組みの中で、小学校と中学校の教職員が一緒に考えて、多様なアイデアや考え方を出し合いながら今ある資源を有効活用し、小中9年間の学びを見通した「つながる教育」を行います。</p> <p>学校群では、各学校のもつ強みや資源を活用しながら、めざす子ども像の実現に向けた効果的な取組を進めることを期待するものであり、実施する内容や進め方等は、全市一律ではなく、各学校群がそれぞれの状況をふまえて行います。複数の学校をチームとして捉えることで、教職員が他の学校の教職員と日常的に相談しやすくなる環境ができたことも学校群の仕組みの良さと考えており、学校群内の教職員等が気軽に相談しあえる選択肢が増えることは、学校で働くうえで安心感につながるものです。今後、学校群の仕組みの全市展開にあたっては、こうした面も学校や保護者、地域の方々にもお伝えしながら丁寧に進めます。</p>			

番 号	陳情第 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 2 9 項 (教職員人事部教職員人事課、学校教育部教育課程課、生徒指導課、学校管理部学校施設課)</p> <p>本市では現在、小学校において 1 年生から 5 年生で順次 3 5 人以下の学級編制を行ってきており、令和 7 年度以降すべての学年で 3 5 人以下の編制となります。また、現在でも 6 年生で独自の加配教員を配置し、3 8 人以下の学級編制を行っています。</p> <p>中学校においても、1 年生と 2 年生で独自の加配教員を配置し、順次 3 8 人以下の学級編制を行ってきており、令和 7 年度以降全学年で 3 8 人以下の学級編制となります。</p> <p>さらなる少人数学級実現のためには、教員数の確保や教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による体制整備の方針のもと、本市の状況に則して検討します。</p> <p>また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。</p> <p>不登校児童生徒の支援については、児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているか、校内不登校対策委員会等で児童生徒の状況や必要な支援を見極め、個々の状況に応じた支援をしています。長期の対応が必要となる場合は、段階的な指導の必要性について保護者の理解を得ながら、別室登校や放課後登校への対応、I C Tを活用した学習、校内教育支援教室の設置、さらに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用し、組織的かつ継続的な支援をしています。また、学校外の教育支援教室やフリースクール等の民間施設など、様々な関係機関と連携して、社会的自立に向けての支援を行っています。</p> <p>今後、本市の不登校に関する実態をふまえた上で、不登校児童生徒の支援がより効果的なものとなるよう取り組みます。</p> <p>第 3 0 項 (学校管理部学校給食課)</p> <p>本市では、学校給食がこどもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、市独自施策として、小学校給食費の無償化を令和 7 年度から段階的に実施する予定です。なお、令和 7 年度は、小学校及び特別支援学校小学部 1 年生と 2 年生の学校給食費を無償化します。</p> <p>あわせて、令和 7 年度は小学校、中学校及び特別支援学校の全学年で、米価等の食材費の高騰分を支援し、栄養バランスと量を保った学校給食を提供する予定です。</p> <p>また、国に対しては、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第31項（学校管理部学校施設課）</p> <p>教育環境と避難所環境の向上を図るため、市立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校の体育館に空調を整備し、空調方式は発災時に停電しても運転できる停電対応型のガスヒートポンプエアコンとする予定です。</p> <p>令和6年度から整備設計を進めており、令和7年度から5か年で整備工事を完了する予定ですが、期間短縮に向けては庁内で検討を始めており、引き続き検討を進めます。</p> <p>第32項（学校管理部学校施設課、学校教育部学校保健体育課）</p> <p>児童生徒が快適に学校のトイレを利用できるよう、老朽化したトイレの改修を計画的・効果的に実施し、洋式化を推進しています。令和8年度までには全ての学校で利用頻度の高い校舎の各階に少なくとも1か所以上は洋便器が設置されたトイレを整備します。</p> <p>また、生理用品については、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等を把握しながら、保健室等で対面により生理用品の配布等個別の対応を行うことを基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。</p> <p>第33項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策等事業は、本市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。</p> <p>なお「地方自治法（昭和22年法律第67号）」では、契約の方法は一般競争入札が原則と規定されています。本事業は、その一類型の総合評価一般競争入札を適用し、価格のほかに事業者の専門知識やノウハウ等に関する技術提案等を受け、価格と技術的要素を総合的に評価し、最も優れた案を提示したものを落札者として決定しています。</p> <p>また、競争性、公平性を確保する観点から、一者との契約を長期間継続するのではなく、最長5年で総合評価一般競争入札に付すこととしています。</p> <p>今後も、保護者や児童の意見を聴取し、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第34項（学校教育部教育課程課、総務部総務課）</p> <p>入学式、卒業式などにおける国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。</p> <p>また、平成11年に「国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。</p>			

番 号	陳情第5号
件 名	議案の審議結果について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	3月21日
<p>(審査結果)</p> <p>本市議会では、重要な議案に対する会派等の賛否一覧を、市議会ホームページや広報さかいの「議会のうごき」において、見やすく表形式で掲載しています。また、会派内で賛否が一致しないなど、会派内で表決の対応が異なる場合は、賛否少数側の議員名を合わせて公表することにより、議員ごとの賛否の状況が分かるようにしています。</p> <p>また、令和6年5月定例会から、本会議での電子採決の運用を開始しています。これにより、傍聴者の方々に、議案（意見書・決議含む）や請願の審議について、各議員の賛否や採決状況を瞬時に分かりやすくお知らせすることが可能になりました。現時点では、インターネット中継における電子採決映像の配信は行っておりませんが、電子採決の運用が円滑に行えることが確認できた段階で、配信を行う予定ですので、ご参考までお知らせいたします。</p> <p>なお、本市議会において、陳情は、委員会（常任・議会運営委員会）でのみ審査を行い、本会議で採決を行っておりません。陳情回答については、市議会ホームページでご覧いただけます。</p>	

番 号	陳情第6号	所管局	財政局
件 名	入札契約制度について		
<p>第1項（契約部契約課）（建築都市局建築部建築監理課）（建設局土木部土木監理課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）</p> <p>陳情の趣旨としては、総合評価落札方式の対象となる工事の予定価格（税込）を3億円以上へ引き上げを求めていると推察されます。</p> <p>総合評価落札方式の運用方法の見直しを行い、令和7年度当初発注案件より低入札価格調査制度対象工事は原則、すべて総合評価落札方式により発注することになります。</p> <p>なお、同時に低入札価格調査制度の対象となる金額基準の見直しも行き、現行の1億1千万円から物価上昇相当分を見込み1億5千万円に引き上げることとしています。</p> <p>第2項、第3項（契約部契約課）（建築都市局建築部建築監理課）（建設局土木部土木監理課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）</p> <p>令和7年度より予定価格（税込）1億5千万円以上の工事を原則、すべて総合評価落札方式により発注するため、市全体では対象件数が増加します。そのため、経過措置として技術評価点の評価項目を限定した特別簡易型（Ⅱ型）を5年間に限り設けることで対応します。ただし、建設局においては、既に低入札価格調査制度対象工事すべてを総合評価落札方式で発注しているため、経過措置の必要がなく特別簡易型（Ⅱ型）は導入しません。</p> <p>第4項（契約部契約課）</p> <p>陳情の趣旨としては、調査基準価格の算定式の引き上げを指していると推察しますが、本市においては調査基準価格及び最低制限価格に係る算定式は中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）の最新モデルに準拠しているため、引き上げは予定していません。</p> <p>第5項（契約部契約課）（建築都市局建築部建築監理課）（建設局土木部土木監理課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）</p> <p>今後、入札契約制度のあり方については、業界との意見交換を行います。</p>			

番 号	陳情第7号	所管局	総務局
件 名	政党機関紙について		
<p>(行政部総務課)</p> <p>市役所敷地内での政党機関紙の購読勧誘行為は、堺市庁舎管理規則（以下「規則」という。）第7条第1項第3号の『物品の販売又は宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為』に該当し、あらかじめ庁舎管理者の許可を要する行為となります。</p> <p>なお、許可しない要件である規則第7条第5項第5号の『特定の宗教的又は政治的見解に加担するおそれがあると認めるとき。』に該当すると認められる場合は、申請があっても許可しません。また、規則に基づく政党機関紙の購読勧誘行為に係る許可の申請があった記録はありません。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（政策企画部広域連携担当）（建築都市局都心未来創造部ベイエリア推進担当）</p> <p>ベイエリアの活性化については、本市の有する都市資源を活かし、魅力を高めることが重要と考えています。都心の鉄道駅から徒歩圏に位置し親水護岸が整備された美しい海辺を有する堺旧港など、ベイエリアの持つポテンシャルや海辺の魅力を活かし、居心地の良い交流空間を民間活力を活用しながら形成することで、より多くの市民や来訪者が訪れるエリアにすることをめざしています。</p> <p>市民や来訪者が訪れたい交流空間を創出することで地域の活性化を図り、その波及効果が堺市全体にも広がると考えています。</p> <p>また、本市はIR誘致には関わっていません。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>投票所は地域住民のご意見やご要望を勘案し、身近にある学校や地域会館などをお借りして投票所を設置しています。</p> <p>そのため、地域住民の多数意見が投票所の変更を希望され、その地域会館が投票事務を適切に行うためのスペースや設備などを有しているかを総合的に勘案し、検討していくこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>期日前投票所の増設については、選挙人の投票機会の拡充を図り、選挙人の利便性向上のため取り組んでいますが、投票事務を適切に執行するための会場の確保、運営体制などの課題があります。選挙日程の確定が直前である解散に伴う衆議院議員総選挙では難しいですが、その他の選挙については区選挙管理委員会と協議しながら設置に向けて取り組みます。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項(防災課)(教育委員会事務局学校管理部学校施設課)(市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課)</p> <p>本市では、令和7年度以降に市立学校体育館への空調設置を順次行う予定です。設置予定の空調に換気機能は伴いませんが、避難所における基本的な感染症対策として、マスクや手指消毒の推奨に加え、定期的に窓や入口等を開放して換気を行います。</p> <p>過去の災害時の実態等を踏まえ、本市ではトイレや居住スペースの男女別設定や避難所運営での男女双方の参画など、従来から男女共同参画の視点を考慮した避難所運営マニュアルの作成に加え、職員向け研修も実施し、避難所運営に取り組んでいます。避難所担当職員の選定にあっても、性別の区別なく選定しています。</p> <p>今後も内閣府男女共同参画局が令和2年5月に策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を参考に防災対策の取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項 (ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課、人権推進課) (総務局行政部総務課) (中区役所企画総務課) (東区役所企画総務課) (西区役所総務課) (南区役所総務課) (北区役所企画総務課) (美原区役所企画総務課)</p> <p>堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部 (ピースメッセンジャー) の紹介や次世代の語り部の育成、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。</p> <p>平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、これまでも活動の後援等を行ってきましたが、今後もこうした団体の活動に、後援等を通じて協力を行います。</p> <p>また、本市では、「非核平和宣言都市」の啓発塔を各区役所ほか市の主要な施設・駅前などに設置しており、今後も周知、啓発に努めます。</p> <p>区役所ロビーは、本市の主催、共催、又は本市と協働して実施する事業などの場合に利用可能ですので、ご理解のほどお願いします。</p> <p>第5項 (ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課)</p> <p>本市では、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、「第5期さかい男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>本プランでは現状から把握した課題をもとに、4つの基本方針として「女性の参画拡大と活躍の推進」や「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」等を定め、基本方針に基づき、意思決定過程への女性の参画促進や意識啓発などに取り組んでいます。</p> <p>今後も社会情勢の変化などを踏まえながら、男女共同参画社会の実現のために様々な施策を推進します。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項(1)(2)(ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課)</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、様々な分野における方針や意思決定過程の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要であるとの観点から、「第5期さかい男女共同参画プラン」のKPI(重要業績評価指標)として、市の審議会等委員の女性比率の目標値を「令和8年度までに45%」に設定し、積極的な女性登用を促しています。</p> <p>また、本市の政策決定の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要であることを示すため、同プランの成果指標に市職員や市教職員の女性管理職比率を掲げ、女性職員の積極的な登用を図っています。</p> <p>これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、個性と能力が十分に発揮され、すべての分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現をめざし、本市が率先して意思決定過程への女性の参画を促進し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発などの取組を積極的に推進します。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（健康部健康推進課）</p> <p>令和7年度予算案では、がん検診の自己負担金無償化に係る費用を計上しています。今後も効果検証を行い、無償化の継続も含めて、受診しやすい環境の整備、受診率向上のための効果的な施策を検討します。</p> <p>厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、検診の対象年齢が定められ、胃がん・子宮がん・乳がん検診については2年に1回とされており、本市も指針に基づいて検診を実施しています。2年に1回の検診に関して、偶数年齢を対象としています。前年の偶数年齢で受診ができなかった奇数年齢の方に関しても所定の手続きをとっていただければ、受診できます。</p> <p>また、成人歯科検診については、歯周病予防対策として、これまで30、35、40、50、60、70歳、オーラルフレイル予防対策として71から74歳、75歳以上の生活保護受給者に行っていましたが、今年度からは、20歳、25歳を新たに追加し、対象年齢の拡充を図りました。受診勧奨は、かかりつけ歯科医での定期検診と併せて、広報による啓発や保健センターでの健康教育、保健指導などで行っています。</p> <p>なお、自己負担については、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定していますが、市民税非課税世帯に該当する方などについては、無料としていますので併せて御理解をお願いします。</p> <p>第8項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課、健康部健康推進課）</p> <p>特定健康診査は生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームに着目した「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診であり、視力、聴力は基本的な健診の項目の対象外となっています。このため、特定健康診査において、視力、聴力検査は実施していません。</p> <p>高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。</p> <p>引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。</p> <p>また、聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（長寿社会部国民健康保険課、医療年金課）</p> <p>健康保険証については、マイナンバーカードを利用して医療機関などを受診していただくことで、正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられ、質の高い医療の実現に資するほか、手続なしで高額医療の限度額を超える支払が免除される（滞納者を除く。）など、加入者の利便性にも寄与することから、マイナ保険証を基本とした仕組みに移行しました。</p> <p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度においても、国の方針を踏まえて、適切に対応します。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（交通部公共交通担当）</p> <p>当該地域を運行している南海バス株式会社に確認したところ、「当該系統は元々、各地域と最寄りの光明池駅を結ぶ路線として運行していましたが、昼間の時間帯は泉北ニュータウンにおける商業などの中心地域との接続利便を図るべく、泉北1号線の本線を走行して泉ヶ丘駅までを運行しています。梅・美木多駅や南区役所を経由するには、泉北1号線の側道を走行せざるを得ず、加えて、梅・美木多駅や南区役所付近を経由することで、交通信号での停車時間が増加する等、所要時間の増加が不可避です。そのため、ご要望頂いた経路変更を実施することで、①速達性の低下による利用者離れ、②所要時間の増加に伴う費用増が見込まれる中、①と②の合計に見合う収入増が見込めず、本系統の事業性・採算性が悪化することが予測されますので、経路変更自体は困難と考えます。」とのことです。</p> <p>また、コミュニティバスについては以前、各区内を周回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。</p> <p>公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えています。</p> <p>本市としては、引き続き市民及び交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。</p> <p>第11項（交通部公共交通担当）</p> <p>路線バスを運行している南海バス株式会社へ確認したところ、「当社が上屋（屋根）を設置している停留所は、主に駅等の主要なバス停となります。上屋の設置は設置費用や維持管理のコスト面等の課題により、ほとんどのバス停で行っていません。バス待ち環境の整備については、今後の研究課題として承らせていただきます。」とのことです。</p> <p>なお、南海バス株式会社では、バス停での待ち時間短縮等を目的とし、携帯電話等でバスの現在位置をリアルタイムで把握できるバスロケーションシステムを導入しています。</p> <p>本市としては、市民の皆様からの様々なご意見等を参考とさせていただきながら、引き続き交通事業者と協力し、バス待ち環境の改善に努めます。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（土木部南部地域整備事務所）</p> <p>泉北ニュータウンの道路においては、計画的に舗装の更新を進めております。</p> <p>また、通学路等の歩行者の通行量が多い歩道では、道路の状況等をふまえ、側溝の暗渠化や側溝蓋の設置による歩道拡幅を行っております。あわせて、街路樹更新の際には、植樹樹の配置やサイズを見直し、歩道幅員を確保する等、通行環境に配慮した整備をしております。</p> <p>なお、定期的な職員による歩道の点検や道路利用者の要望等により、危険箇所等を発見した際には、早急な補修を行っております。</p> <p>引き続き、市民が安心して通行できる道路環境の維持に努めます。</p> <p>第13項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課）</p> <p>泉北北線については、今年度、和田西交差点から桃山台4丁交差点区間において、安全性を確保した通行環境の整備を行いました。引き続き自転車通行環境の整備について、自転車ネットワーク計画に基づき通行環境の整備を進めます。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（中央図書館総務課）</p> <p>本市図書館では、基本的な業務を充実することに加え、社会情勢の変化やそれに伴う市民ニーズの多様化に対応するため、開館時間も含めた図書館サービス全体について幅広く研究し、よりよい図書館運営に努めます。</p> <p>第15項（学校管理部学校給食課）</p> <p>本市では、学校給食が子どもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、市独自施策として、小学校給食費の無償化を令和7年度から段階的に実施する予定です。なお、令和7年度は、小学校及び特別支援学校小学部1年生と2年生の学校給食費の無償化を予定しています。</p> <p>あわせて、令和7年度は、小学校、中学校及び特別支援学校の全学年で、米価等の食材費の高騰分を支援し、栄養バランスと量を保った学校給食を提供する予定です。</p> <p>また、国に対しては、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。</p> <p>第16項（学校管理部学校給食課）</p> <p>本市の地場産物については、米、小松菜、玉ねぎ、大根、にんじん、キャベツ等の使用や献立への取り入れなど、学校給食を活用した地産地消を含む食育の推進を図っています。</p> <p>また、令和7年6月から開始する全員喫食制中学校給食においても、地場産物を献立に取り入れ、学校給食を活用した食育の推進に取り組みます。</p> <p>第17項（学校教育部教育課程課）</p> <p>各小学校における「ゲノム編集トマト」の種苗について、業者から無料で提供を受けた事案は把握しておりません。学習で取り扱うミニトマトの苗は、教材費等学校徴収金や学校に配当された市費で購入しております。</p> <p>第18項（学校管理部学校給食課）</p> <p>学校給食における米飯回数については、令和7年度以降、従来の週3回から週3.5回に増やす予定です。</p>			

番 号	陳情第8号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項 (学校管理部学校給食課)</p> <p>国産小麦については、収穫量も十分でなく、安定的に給食で使用することが困難な状況であるため、輸入小麦を使用しています。</p> <p>なお、学校給食では食品衛生法等により安全性が確保された食材を使用しており、物資選定委員会（保護者、学校関係職員、保健所職員で構成）において、安全で良質な食品の購入ができるように食品添加物など不要なものを省いた食材等を選定するようにしています。</p> <p>第20項 (学校管理部学校給食課)</p> <p>本市では、児童生徒が生涯にわたり健やかに生きるための基礎を培う事ができるよう、栄養教諭等による訪問指導などによって、すべての小学校で食に関する指導を実施しています。</p> <p>食育をさらに推進するために、栄養教諭の定数改善及び増員について、国に要望します。</p> <p>第21項 (学校管理部学校給食課)</p> <p>全員喫食制の中学校給食については、令和7年6月から開始します。「堺市中学校給食改革実施計画（令和3年10月策定）」に基づき、給食センターや中学校配膳室等の整備を行い、給食指導・食物アレルギー対応等の実施準備に取り組んでいます。</p> <p>また、安全で円滑な給食実施に向け、各中学校に対しては令和5年度に試行実施した中学校給食のモデル校の検証報告書や、検証を踏まえ作成した堺市中学校給食スタートアップマニュアルを示しました。加えて今年度は、中学校の教職員に対して、説明会を実施し、意見交換を行い、各校では校内研修を実施しています。</p> <p>今後、各中学校において、配送・配膳シミュレーションを行い、開始に向けて準備を進めます。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（政策企画部）</p> <p>2025年大阪・関西万博は、日本国際博覧会協会が主催であり、開催に向けて様々な課題に対処されていると認識しております。一方で、万博の開催は経済、文化、社会等すべての面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものであり、堺の成長、発展につながるものと期待しています。</p> <p>本市としても、大阪府・大阪市や周辺地域と連携し、堺の魅力発信や万博来場者の市内誘客などに取り組むことにより、堺の持つ優れたポテンシャルを活かしてその効果を確実に取り込みます。</p> <p>なお、本市はIR誘致には関わっていません。</p> <p>第2項（政策企画部）（総務局人事部人事課）</p> <p>国際博覧会協会は、2025年大阪・関西万博の準備及び開催運営等を行う団体であり、協会への派遣は職員にとって国家プロジェクトに携わることができる貴重な機会と考えています。</p> <p>また、帰任後の職員には派遣中に培った経験やネットワーク、スキル、ノウハウを業務に活かし、組織の課題解決や活性化、あるいは後進の育成などにつなげてもらえるものと期待しています。</p> <p>第3項（政策企画部計画推進担当）（財政局財政部財政課）</p> <p>重点支援地方交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とし、同交付金による支援の効果が生活者等に直接的に及ぶ事業を対象としており、同交付金の制度趣旨に沿って、物価高騰対策事業に充当しています。具体的には、宿泊事業者や路面公共交通事業者、民間教育の保育施設等に対しエネルギー価格等の高騰による負担増への支援等を実施します。</p> <p>今回の同交付金（推奨事業メニュー）の交付限度額約14.7億円に対し、令和6、7年度予算では物価高騰対策として約19.5億円を計上しており、その差額は財政調整基金等の一般財源を活用して実施します。</p> <p>各事業における給付について、低所得世帯への支援は現金での給付を行っているほか、その他の給付も国が示す推奨事業メニューに基づき、適切な方法で行っています。</p> <p>今後も国の動きや物価の動向、市民生活や事業活動への影響などを注視し、適切に対応できるよう取り組みます。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（ICTイノベーション推進室）</p> <p>マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されています。</p> <p>情報の取り扱いについては、個人情報を集約して「一元管理」するのではなく、従来どおり各機関等が保有し、必要な情報を必要な時にやりとりする「分散管理」をしたうえで、手続きを受け付ける行政職員だけが必要な情報に限ってアクセスできる仕組みとしています。さらに、第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督することで不正なアクセスが行われないようにしています。</p> <p>マイナンバーの記入については、各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合がありますが、記入いただけない場合でも不当な取り扱いを行うことはありません。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（人事部人事課）（財政局契約部調達課）</p> <p>本市では、職員が職位に応じて必要となる能力を向上できるよう、また憲法をはじめ職務上必要な法令を理解し、法令に則して職務を遂行するよう、職員研修やO J Tに取り組んでいます。今後も引き続き職員研修などの充実に努めます。</p> <p>また、本市が発注する委託契約の受託者に対して、業務委託契約書の中で、日本国の法令遵守を規定しており、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（税務部税制課）</p> <p>消費税は、現役世代など特定の世代に負担が集中せず、税収が景気などの変化に左右されにくく、企業の経済活動にも中立的な安定財源とされており、国・地方が安定的に行政サービスを提供するための基幹的な税目となっています。地方団体にとっては、地方交付税の原資や、年金・少子化対策などの社会保障財源として、地方財政を支える貴重な財源となっています。また、インボイス制度は、複数税率制度のもとでの適正な課税の確保を目的に導入された制度です。</p> <p>現行制度に関しては、行政サービスを提供する上で必要なものと認識しており、また上記の内容を含む制度改正については、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。</p> <p>基礎控除等の引上げによる課税最低限の見直しについては、令和7年度税制改正大綱において、所得税における課税最低限が123万円となるよう基礎控除及び給与所得控除が見直され、個人住民税においても給与所得控除を見直すこととされました。また、今後これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする明記されています。</p> <p>第7項（税務部税制課）</p> <p>国税における申告書等の控えへの收受印の押印廃止に伴い、これまで收受印を押印した控えの提出を求めている本市の事務等については、代替的な手段で必要な確認を行えるよう運用変更等の対応を行っています。</p> <p>なお、押印の有無等の国税にかかる具体的な運用については、国において適切に判断すべきものと考えています。</p> <p>第8項（税務部税制課）</p> <p>納税者の権利憲章制定の要否については、我が国の税務行政全般に関わることであることから、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から意見すべきものではないと考えています。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>市町村における国民健康保険運営協議会の委員の構成については、国民健康保険法施行令第2条第3項に「被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する」旨が定められており、また第4項に「市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。」とされていることから、堺市国民健康保険条例第2条において、委員の定数を「被保険者を代表する委員」、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」、「公益を代表する委員」を6人ずつ、「被用者保険等保険者を代表する委員」を2人と規定しており、堺市国民健康保険の被保険者及び市民からの意見を徴取し、審議などを行えるようにしています。</p> <p>また「国保加入者の声を直接受け止める」については、国保加入者に限らず、市ホームページへの問合せなどにより意見を述べていただく機会を設けています。</p> <p>第10項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>「国保の大阪府統一化」については、国民健康保険の財政運営が市町村単位から府単位に拡大することになり、多様なリスクを府内全体で分散できるため、急激な保険料の上昇が起きにくい仕組みとなります。また、市町村が保険給付に必要とする費用は全額、大阪府から交付されますので、例えば高額な医療費を必要とする加入者がいたとしても、財源不足にはならず、市町村の国民健康保険財政の安定化につながります。加えて、大阪府が府内の統一的な運営方針を示すことにより、市町村が行う事務の効率化や府内市町村におけるサービスの標準化が進むことになります。</p> <p>本市は、大阪府に対し、「令和6年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行い、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望などを行います。</p> <p>「基金を活用した国保加入世帯に対する給付」については、「保険事故が伴わない給付については、制度上不適切である」との見解が国から示されており、本市としては給付を行うことは考えていません。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（産業戦略部産業企画課）</p> <p>中小・小規模企業は、地域経済と雇用を支える重要な存在であると認識しています。</p> <p>そうした認識のもと、本市では「堺市基本計画2025」や「堺産業戦略」において、産業振興に関する方針を定め、これらの方針に基づき、経営基盤の強化や人材確保の支援など中小・小規模企業に対する各種施策を臨機応変に展開しています。</p> <p>今後とも、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に中小・小規模企業を支援することで、地域経済の活性化を図ります。</p>			

番 号	陳情第9号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（学校管理部学務課）</p> <p>就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。</p>			

番 号	陳情第10号	所管局	市民人権局
件 名	治安について		
<p>第1項（市民生活部市民協働課）（健康福祉局健康部精神保健課）（教育委員会事務局学校教育部生徒指導課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市では「大阪重点犯罪（性犯罪、自動車関連犯罪、特殊詐欺）」の認知件数について、毎月、大阪府警察から情報提供を受け、区別データを市ホームページ「堺市内犯罪統計」で公開しています。また、大阪重点犯罪以外の罪種についても、「堺市内犯罪統計」のページに大阪府警察と警察庁のホームページへのリンクを設定し、関係機関の犯罪統計データを確認できるようにしています。</p> <p>また、「自殺死亡者数」、「いじめの認知件数」、「児童虐待相談件数」についても、本市ホームページにて公表しています。</p>			

番 号	陳情第10号	所管局	市民人権局
件 名	治安について		
<p>第2項（市民生活部市民協働課）（健康福祉局健康部精神保健課）（教育委員会事務局学校教育部生徒指導課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市では、「堺市基本計画2025」の重点施策の一つに、「犯罪のない安心して暮らせる地域社会の実現」を位置づけ、防犯環境の整備に取り組んでいます。同計画では、重要業績評価指標（KPI）として「大阪重点犯罪認知件数」を設定しており、令和7年までに900件（計画策定当時（平成31年）の認知件数は1,195件）に減少させることを目標に、各種取組を推進しています。令和6年末現在の大阪重点犯罪認知件数は895件（暫定値）と、目標を達成するペースで推移しており、引き続き、警察や地域、事業者等と連携・協働を図りながら、防犯施策を推進することで地域の安全・安心につなげます。</p> <p>「自殺死亡者数」については、「堺市基本計画2025」の重点施策の一つに、「暮らしを支えるセーフティネットの構築」を位置づけ、自殺者ゼロに向けた取組を推進しています。同計画では、重要業績評価指標として「自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）」を設定しており、令和7年度までに14.2（計画策定当時（平成31年）の自殺死亡率は14.9）を目標に、各種取組を推進しています。また個別計画として「堺市自殺対策推進計画（第3次）」の目標値としても自殺死亡率を掲げており、令和8年度までに13.7を目標値としています。自殺は様々な要因が複雑に絡み合っ起こるものであり、引き続き、庁内外の関連施策を行っている関係機関などと連携を図り、自殺対策を推進します。</p> <p>「いじめの認知件数」については、いじめ防止対策推進法の施行以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加傾向にあります。いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする深刻な事態の発生は後をたたない状況です。このことから、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごすことなく積極的な認知を進め、早期発見・早期対応に取り組むことが重要と考えます。いじめの認知件数に関する数値目標は設定しておりませんが、引き続き積極的な認知に取り組めます。</p> <p>「児童虐待相談件数」については、本市も参画する大阪児童虐待防止推進会議において、オール大阪で重大な児童虐待ゼロの実現をめざしています。本市は、児童虐待の予防から、早期発見・早期対応、虐待などを受けたこどもの一時保護や里親委託、施設入所等の措置と、家庭再構築への支援まで、関係機関と密に連携を取りながら、こどもの最善の利益を守り、その権利擁護のため児童虐待の無い社会をめざし取り組んでいます。児童虐待に係る相談には、子育てに悩みを抱える保護者からの相談もあり、早期の相談が児童虐待の予防につながる場合があります。このため、相談件数などの数値目標は設定しておりませんが、より相談しやすい環境を整え、引き続き児童虐待の無い社会をめざし取り組めます。</p>			

番 号	陳情第 1 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	児童発達支援センターについて		
<p>第 1 項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>本施設の運営については、現在、指定管理者を 5 年おきに指定しており、令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの指定管理者の選定については、北こどもリハビリテーションセンターについては安定的に質の高い障害児療育に取り組む事業者が増えてきたことから「堺市立こどもリハビリテーションセンター条例」の規定どおり公募により選定し、堺市社会福祉事業団を指定管理者として指定しました。</p> <p>南こどもリハビリテーションセンターについては、それまでこどもリハビリテーションセンターの指定管理者を担ってきた堺市社会福祉事業団が蓄積した経験や実績、高度な専門性やマンパワー、ネットワークなどを、本市の障害児施策に最大限に活用することにより、安定的に質の高い障害児療育の提供ができることや、北こどもリハビリテーションセンターに新しい事業者が選定された場合であっても、事業団が持つ本市独自の関係機関との連携のルールや利用者の支援における留意点等と新事業者が持つ運営上の新しいアイデア等を随時共有することで、市全体の障害児支援の充実が期待できるため、非公募とし、堺市社会福祉事業団を指定管理者として指定しました。</p> <p>次回の選定においては、条例の規定どおり公募を前提とし、今回の公募の結果とその後の運営状況などを踏まえ検討します。</p> <p>第 2 項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>職員配置については、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しており、今後も国基準を基本とし、適正な職員配置を行います。</p> <p>第 3 項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>職員配置については、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しており、今後も国基準を基本とし、適正な職員配置を行います。</p> <p>第 4 項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>現在、児童発達支援センターでは南北合わせて 1 7 名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後についても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリを利用いただいています。</p> <p>また、園におけるリハビリの回数については、その機会を提供できるよう現在の指定管理業務の仕様書に目標を掲げて取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第 1 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	児童発達支援センターについて		
<p>第 5 項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>通園バスについては安全を最優先に、園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう毎年送迎ルートなどの見直しを行っており、今後も指定管理者と協力し、利用者の利便性に配慮した送迎ルートを検討します。</p> <p>G P S と福祉車両の導入については指定管理者と引き続き検討します。</p> <p>第 6 項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化などに伴う設備改修については、必要性や緊急性などを検討し、計画的に改修を進めており、今年度は一昨年度から引き続き段階的に空調改修工事を実施し、また、受変電設備の取替も行っています。</p> <p>今後の設備改修についても必要性や緊急性などを検討しながら計画的に進めます。</p> <p>第 7 項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>保護者の就労支援は重要なことと考えていますので、引き続き、療育時間の延長などについて指定管理者と対応可能な部分について検討します。</p>			

番 号	陳情第12号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第1項（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課）</p> <p>日中サービス支援型グループホームは、平成30年に創設された共同生活援助の新たな類型であり、障害者の重度化・高齢化に対応できるよう、1日を通じて常時の支援体制を確保することにより、利用者は日中もグループホームで過ごすことができるものです。</p> <p>本市では、重度障害者が利用できるグループホームの確保に努めており、日中サービス支援型グループホームは、そのような重度障害者にとっての地域における暮らしの場の一つになりうるものと認識しています。</p> <p>第2項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>現時点で、具体的な取組はありませんが、今後も市民の方に障害者の暮らしについて知っていただけるよう啓発に取り組めます。</p> <p>第3項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>今年度、グループホームの事業所へのアンケートを実施しました。その回答結果を参考にし、障害福祉サービスの報酬を踏まえ、重度障害者の受入がより進むような補助制度となるよう見直します。</p> <p>第4項（1）（障害福祉部障害支援課、障害者更生相談所）</p> <p>本市が入所調整を行っている障害者支援施設の入所を待機されている方については、今年度、入所意向に関する状況調査を行い、待機者数を算出しています。</p> <p>また、本市では、令和5年度に堺市立重症心身障害者（児）支援センター「ベルデさかい」の入所を待機されている方にアンケートを実施し、状況を調査しています。</p> <p>第4項（2）（障害福祉部障害支援課）</p> <p>施設入所への希望については、各区役所地域福祉課が窓口となっており、相談の際に本人及び家族の状況などを確認しますが、内容によって申請を受け付けないということはありません。申請受理後は、施設の入所枠が空いた際に、待機者の中からその時点の本人や家族の状況などを勘案し、入所者を決定します。</p> <p>第4項（3）（障害福祉部障害支援課）</p> <p>国では、障害者の自立支援の観点から、障害福祉計画において施設入所者の減少数の目標値を定めており、本市においても同様の考え方で目標値を設定し、施設入所者の地域移行に取り組んでいます。地域移行の取組の一つとして、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームの量的拡大と機能強化を進めています。</p>			

番 号	陳情第13号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
<p>第1項（保健所感染症対策課）</p> <p>健康被害救済制度の市民の方への周知について、広報さかい、市ホームページでの周知や市内医療機関に対して、接種された方への副反応などに関するチラシの配布及び接種後に副反応と思われる体調不良などで診療を受けられた方に同制度の案内をいただくよう依頼を行っています。</p> <p>また、堺市医師会と連携して市内医療機関を対象に新型コロナワクチン接種後の副反応や健康被害への理解をいっそう深め、診療など副反応への対応を図ることを目的とした研修会を実施しました。</p> <p>引き続き、同制度に関する情報が市民に届くよう取り組みます。</p> <p>第2項（保健所感染症対策課）</p> <p>副反応疑い報告については、医療機関に対しワクチンが原因と疑われる症状とワクチン接種との因果関係が必ずしも明らかでない場合や、接種医以外の医師が副反応疑いを知った場合においても副反応疑い報告を行うよう周知しています。</p> <p>さらに新型コロナワクチン接種後の副反応や健康被害への理解をいっそう深め、診療など副反応への対応を図ることを目的とした研修会を堺市医師会と連携して市内医療機関を対象に実施し副反応疑い報告制度についても周知しました。</p> <p>また、市ホームページにおいて、被接種者や保護者が副反応疑い報告を行うことができることや副反応疑い報告書の様式を掲載し周知に努めており、引き続き市民に同制度に関する情報が届くよう取り組みます。</p> <p>第3項（保健所感染症対策課）</p> <p>予防接種健康被害救済制度の申請時に、医療機関から診療録などの書類を数多く入手いただく際の費用負担が申請の負担となっていることは認識しています。</p> <p>本市では予防接種の副反応による健康被害救済に関する文書費用の助成については、本来国において制度化することが望ましいと考えており、新型コロナワクチンの副反応や後遺症、救済制度の現状に関して厚生労働省との情報共有や大阪府への働きかけ、政令指定都市の会議において意見交換を行いました。また関西広域連合として、救済制度申請時の手続の簡素化や文書料の助成について、国への要望を行いました。</p> <p>第4項（保健所感染症対策課）</p> <p>ワクチン接種後の副反応が長く続き、不安や心配がある方が、必要な相談や支援につながることは非常に重要です。そのため、本市では、堺市新型コロナワクチン副反応相談窓口を設置し、看護師が副反応で不安をお持ちの方に対して精神的なケアを含めた相談対応を行っています。</p> <p>また、相談を受けた際は、相談内容に応じて関係機関につながるよう対応を行っています。</p>			

番 号	陳情第13号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
<p>第5項（保健所感染症対策課）</p> <p>新型コロナウイルスワクチンなどのワクチン接種を受ける方には、その効果と副反応などのリスクを十分御理解いただいた上で、自らの判断で接種を受けていただくよう周知に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、接種を希望される方が正確な情報を知り、安心して接種を受けていただけるよう国などが公表する最新の知見を入手し、広報さかいや市ホームページでこれらの情報提供に努めます。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（1）（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度の法改正により行われた国民健康保険の都道府県単位化については、国民健康保険の財政運営が市町村単位から府単位に拡大することになり、市町村における多様なリスクを府内全体で分散できるため、急激な保険料の上昇が起きにくい仕組みとなります。</p> <p>また、市町村が保険給付に必要な費用は、全額、大阪府から交付されますので、例えば高額な医療費を必要とする加入者がいたとしても、財源不足にはならず、市町村の国民健康保険財政の安定化につながります。加えて、大阪府が府内の統一的な運営方針を示すことにより、市町村が行う事務の効率化やサービスの標準化が進むこととなります。</p> <p>このことから、大阪府が都道府県単位化に際して、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から定めた大阪府国民健康保険運営方針を受け、本市として保険料率の統一に関する条例を定めており、今後も引き続き、同運営方針を踏まえた事務の実施に努めます。</p> <p>第1項（2）（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険法施行令において、被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定すると定められているため、均等割を廃止することはできません。</p> <p>なお、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割軽減措置制度が令和4年度から導入されています。本市は、国が示す対象年齢、減額割合により軽減措置を実施していますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望しています。</p> <p>第1項（3）（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していましたが、令和6年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰出しは認めない」こととされています。</p> <p>本市としては保険料率の抑制に向け、大阪府に対しては、「令和6年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置などを講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行ってきた結果、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>加えて、国に対しては、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を要望しており、改革が行われるまでの間、国民健康保険財政に対し、国庫などの公費負担の更なる引上げなどを行うよう要望しています。</p> <p>今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望などを行います。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項(4)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情がなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。</p> <p>なお、令和6年12月2日から、マイナ保険証を基本とする制度へ移行したことに伴い、資格証明書は資格確認書(特別療養)に名称が変更となり、短期被保険者証は廃止されました。</p> <p>従前の取扱いにおける資格証明書の発行、すなわち特別療養費の支給対象とすることについては、法令の規定に基づいて行っていますが、その判断に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて慎重に対応しています。</p> <p>第1項(5)(長寿社会部国民健康保険課、医療年金課)</p> <p>令和6年12月2日から、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、12月1日時点において有効な国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証をお持ちの方は、証の有効期限まで使用できます(有効期限までに脱退などされた場合を除く。)</p> <p>また有効期限後は、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、従来の被保険者証に代わるものとして、資格確認書を交付します。</p> <p>第1項(6)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情がなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。</p> <p>滞納処分の執行に当たっては、滞納者との面談の機会を確保するなど、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>督促状送付者の掲示については、督促状に限らず、保険料の賦課、徴収及び還付に関する書類は、法で郵便若しくは信書便による送達又は交付送達(以下「郵便送達等」という。)により送達することと規定されていますが、送達を受けるべき者の住所などが明らかでない場合、その送達に代えて公示送達できると規定されています。このことから、上記書類のうち、郵便送達等が困難で、時効に関連するものについては、法に基づき、掲示場への掲示により公示送達を行っています。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項(7)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>一部負担金の減免制度については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p> <p>同制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」などに掲載しており、「国保のしおり」は区役所受付カウンターなどに配架しています。また、区役所窓口においても制度の案内を行い、周知に努めています。</p> <p>今後も窓口対応においては、市民の立場に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めます。</p> <p>第1項(8)(長寿社会部国民健康保険課、医療年金課)(ICTイノベーション推進室)</p> <p>マイナンバー制度では、個人情報の監視はできないようになっていました。それを実現するため、個人情報を集約して「一元管理」するのではなく、従来どおり各機関等が保有し、必要な情報を必要な時にやりとりする「分散管理」をした上で、手続きを受け付ける行政職員だけが必要な情報に限ってアクセスできる仕組みとしています。さらに、第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督することで不正なアクセスが行われないようにしています。</p> <p>また、マイナンバーカードは、個人の申請により交付するものであり、マイナンバーカードの取得を強制することはありません。</p> <p>同様に、マイナ保険証の利用登録についても強制ではありません。国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、利用登録の解除を希望する被保険者からの申出を受け付けています。</p> <p>第1項(9)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免については、国の通知に基づき、令和4年度保険料をもって終了しました。</p> <p>「大阪府国民健康保険運営方針」において定められた、府内統一基準に基づく保険料減免については、煩雑な手続とならないよう、簡素化に努めます。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（10）（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>本市では、保険調剤薬局（院外薬局）も無料低額診療事業の対象にするよう、大都市民生主管局長会議での提案事項とし、国に対して要望しています。なお、現時点においては本市独自での取組は考えていません。</p> <p>制度の周知については、各区保険年金課での御案内チラシの配架や、市ホームページを活用した周知を行っており、広報さかいなどを用いた周知も行う予定です。また、各区生活援護課においても御案内チラシの配架に加え、生活相談時などにおいても、医療費の支払いにお困りの方へチラシをお渡しするなどにより行うこととしました。今後も制度の周知を継続したいと考えています。</p> <p>第2項（1）（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険料は、高齢化の進展による給付費の増加に伴い大幅な改定を余儀なくされており、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年を含む第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）においては、介護報酬の増額改定や介護サービス利用者の増加に伴い介護給付費の増大が見込まれることから、増額改定となりました。</p> <p>本市では、介護保険料の負担軽減のため、第9期介護保険事業計画期間において、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の見直しなど、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定したほか、介護給付費準備基金の投入などにより、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図りました。</p> <p>また、介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対して引き続き要望します。</p> <p>軽度者への生活援助サービスなどに係る給付のあり方については、現在、国において、現在の総合事業に関する評価・分析などを踏まえ包括的に検討することとされており、本市も国の動向を注視します。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項(2)(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。</p> <p>介護保険の保険料については、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>利用料については、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けており、上限額については、世帯全員が市民税非課税などの所得の低い方への配慮として、低く設定されています。</p> <p>また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しています。</p> <p>第2項(3)(長寿社会部長寿支援課)</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業については、従来からの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同等のサービスに加えて、本市独自の基準によるサービスを実施しており、利用できるサービスの選択肢を増やしているものです。今後もサービスの質を確保し、必要な方に必要なサービスを提供できるよう取り組みます。</p> <p>第2項(4)(長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課)</p> <p>公費による聴力検査・検診の実施の予定はありませんが、高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は本人も気付かないうちに進行することがあることから、早期に発見して医療受診や適切なケアにつながるよう、本市では市ホームページでの情報発信に加えて、本市主催の介護予防教室の参加者に対する周知を行うなど、加齢性難聴に対する啓発に取り組んでいます。</p> <p>また、加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。本市としては、他の政令指定都市と共同で、国に対し、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、引き続き要望します。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p> <p>第2項(5)(長寿社会部介護保険課)</p> <p>各区役所間での認定調査の協力など、認定事務を効率的に行い、できるだけ早期に認定決定ができるよう、引き続き取り組みます。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項(6)(長寿社会部長寿支援課)</p> <p>堺市高齢者紙おむつ給付事業については、本市が給付していた給付上限額の9,000円が、全国の政令指定都市平均の約6,500円と比べて高い水準であったことから、令和3年4月に見直しを行ったものですので、御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、本事業は介護保険制度とは別の制度であり、本市から給付された給付券と引き換えにひと月分の紙おむつを現物で受け取る仕組みとなっています。このことから、介護認定申請時にさかのぼっての給付は行っていません。</p> <p>第2項(7)(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険審査会については介護保険法第184条の規定に基づき大阪府に設置されています。</p> <p>したがって、審査請求の受付や意見陳述については、大阪府介護保険審査会の運営となります。</p> <p>第3項(長寿社会部医療年金課)</p> <p>子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成16年11月から1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。平成18年7月からは、子育てに係る負担軽減を図るため1か月当たりの負担限度額を2,500円とする助成制度の拡充を行いました。これらは大阪府内で統一して導入された福祉医療費助成制度です。</p> <p>さらに本市独自の取組として所得制限の撤廃と対象年齢18歳までの拡充を実施しています。</p> <p>更なる助成の拡充は予定していませんが、引き続き子ども医療費助成制度を含めた子育て施策に対する国や府の動向を注視します。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（1）（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>利用者が65歳（40歳以上65歳未満の医療保険加入者で、要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が特定疾病によるものを含む。）に達した際の障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、介護保険サービスが原則優先されることとなります。</p> <p>しかし、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いが国から示されています。また、介護保険の被保険者である利用者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、申請に係る具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、個々のケースに応じて、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することも示されています。</p> <p>これらの趣旨を踏まえ、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、介護保険所管課などと十分な調整を図った上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定が適切になされるよう、会議などを通じて各区役所担当者にも周知しています。</p> <p>第4項（2）（障害福祉部障害支援課）</p> <p>本市では、障害のある方の暮らしの場として、高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活の場となるグループホームの基盤の拡充と機能強化を進めています。</p> <p>基盤の拡充としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を行い、事業者負担の軽減を図っています。また、機能強化としては、重度の障害のある方や強度行動障害のある方、医療的ケアが必要な方に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。</p> <p>そのほか、重度の障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、ショートステイにおいても、強度行動障害や重度心身障害のある方、医療的ケアを必要とする方を受け入れた場合に加算を実施するなど機能強化を図っています。</p> <p>今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けることのできる体制の確保に努めます。</p> <p>第4項（3）（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>令和6年度報酬改定において、感染症などが発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制が構築できるよう、障害者支援施設などにおいて、感染症発生時に備えた平時からの対応や、新興感染症などの発生時に、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価する加算が新設されました。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項(4)(障害福祉部障害支援課)</p> <p>国の障害福祉計画の基本理念により、入所施設については、現状を維持したいと考えており、地域で安心して暮らせるための支援を継続したいと考えています。本市では、障害者の重度化や高齢化が進む中、重度の障害がある方も住み慣れた地域で生活を送れるよう、生活の場となるグループホームの整備を促進しています。</p> <p>第4項(5)(障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>本市では、福祉事業所への発注機会の拡大に向けた取組として、市各部局に対し、本市の優先調達方針の趣旨を説明し、その趣旨を理解の上、障害者就労支援施設などからの物品調達の推進に協力してもらえよう、通知及び庁内ホームページなどを活用し積極的に働きかけています。また、大型商業施設内にアンテナショップを設置し、店舗やインターネット、電子カタログを活用した販売のほか、市役所庁舎内で定期的にバザーを開催しています。</p> <p>併せて、堺市立健康福祉プラザ授産活動支援センターでは、本市や民間企業などとの受注・発注のマッチング、コーディネーターや市ホームページなどを活用した情報発信、授産活動に取り組む福祉事業所の交流支援などを行っており、本年2月には授産活動の啓発イベント「堺じゅさんフェスタ」を行うなど、授産活動の振興及び工賃の向上に取り組んでいます。</p> <p>市内における就労継続支援B型事業所の平均工賃は、令和2年度から毎年増加しており、今後も、優先調達や福祉事業所の商品販売への支援を継続します。</p> <p>第5項(1)(健康部健康推進課)</p> <p>令和7年度予算案では、がん検診の自己負担金無償化に係る費用を計上しています。今後も効果検証を行い、無償化の継続も含めて、受診しやすい環境整備、受診率向上のための効果的な施策を検討します。</p> <p>また、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、胃がん・子宮がん・乳がん検診については2年に1回とされており、本市も指針に基づいて検診を実施しています。2年に1回の検診に関して、偶数年齢を対象としていますが、前年の偶数年齢で受診ができなかった奇数年齢の方に関しても所定の手続きをとっていただければ、受診できます。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項(2)(健康部健康推進課)</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して設定しており、生活習慣病の予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。</p> <p>また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当した方のうち、医師が必要と判断した場合に実施しています。</p> <p>受診券の発行については、医療機関において受診資格の確認が必要なため対象者に送付を行っています。また、受診券の送付時に特定健康診査の受診方法や受診できる医療機関情報を掲載したパンフレットを同封するなど、わかりやすく案内することで特定健康診査の受診につながるよう取り組んでいます。</p> <p>第5項(3)(健康部健康推進課)</p> <p>各種健(検)診については、医師会や歯科医師会の協力を得て実施しており、市内の300件以上の協力医療機関で受診でき、移動健(検)診に比べ、受診者の都合のよい日時に受診いただけます。</p> <p>今後も、受診者数の状況をみながら、健(検)診を受けやすい環境の形成に取り組めます。</p> <p>第5項(4)(保健所感染症対策課)</p> <p>帯状疱疹は国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、予防接種法のB類疾病として、令和7年4月1日から定期接種化することが了承されており、本市はこれが正式に決定され次第、予防接種法に基づき対象者に対して適切に実施します。</p> <p>この定期接種の対象者は、年度内に65歳となる方等をはじめ、5年間の経過措置として66歳以上の5歳年齢ごとの方(年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方、100歳以上の方は令和7年度に限り対象)となりますが、対象外の方が同ワクチンを接種した場合の本市独自の助成制度については、現時点において予定していませんので、御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、新型コロナワクチン予防接種については、令和6年度から予防接種法に基づく定期予防接種に位置づけられており、本市では自己負担金として対象の方に3,200円を負担いただいています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯などの方については、経済的負担が接種控えにつながらないよう自己負担金を免除していますので御理解をお願いします。</p> <p>本市としては、現行の予防接種制度を持続可能なものとして考えており、現時点において同予防接種を無料とする予定はありません。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（1）（生活福祉部生活援護管理課） 生活保護の相談を受けた窓口が、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付することで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p> <p>第6項（2）（生活福祉部生活援護管理課） 生活保護法において扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとなっています。基本的には、法に基づき運用しますが、その取扱いについては、慎重を期すべきことは当然であり、今後も本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げにならないよう慎重に対応します。</p> <p>第6項（3）（生活福祉部生活援護管理課） 現下の状況や、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染防止などのための生活保護業務などの取扱いについて見直す考えが国からの事務連絡で示されており、本市においても、当該事務連絡のとおり、取扱いの見直しを行いました。引き続き、見直し後の事務連絡の趣旨を踏まえ、運用したいと考えています。</p> <p>第6項（4）（生活福祉部生活援護管理課） ケースワーカーの人員配置については、適正な生活保護の実施のため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めています。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施します。加えて、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど、法令を遵守した丁寧な窓口対応に努めます。</p> <p>第6項（5）（生活福祉部生活援護管理課） 経済面などお困りごとにワンストップで対応し、適切な支援へと繋ぐ相談窓口「生活相談コンシェルジュ」を各区役所の生活援護課に設置しています。 どこに相談したらよいのか分からないなどの場合は、お住まいの区の「生活相談コンシェルジュ」へ御相談いただけますので、御利用ください。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（6）（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護の基準は国において定めることとなっており、今後も制度に基づいた運用を行いたいと考えていますが、生活保護の本来の使命である最低生活の保障の観点から、本市としてはこれまでも保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることや、夏季加算・夏季一時金の新設、冷暖房器具購入費（家具什器費）及びエアコンの修理費用（住宅維持費）の支給などについて、改正意見などで国に対し検討するよう要望しており、今後も継続します。</p> <p>第6項（7）（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>家賃の上限額については、国において各自治体へ通知されており、本市に対しては単身世帯において月額38,000円と定められています。住宅扶助についても、保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることについて、国に対する要望を継続します。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（1）（子育て支援部幼保政策課）</p> <p>保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組を可能としています。</p> <p>今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。</p> <p>第7項（2）（子ども青少年育成部子ども企画課、子どもの未来応援室）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課）</p> <p>本市では、堺市基本計画2025の重点戦略の施策として「厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実」を掲げ、庁内の各事業所管課において関連するこどもの貧困対策を推進しています。</p> <p>令和6年4月に子どもの未来応援室を設置し、健康福祉局、産業振興局、教育委員会事務局にまたがる組織横断的な取組を推進しており、困窮家庭の長期欠席の中学生へ家庭教師を派遣する「不登校のこどもの学びとつながりサポート事業」、生活保護世帯や生活困窮世帯の中高生などを対象にした「学習と居場所づくり支援事業」、地域の多様なこども食堂の取組をサポートする「さかい子ども食堂ネットワーク構築事業」などを実施しています。</p> <p>学校検診での受診勧奨後の受診状況は、教育委員会として把握しておりませんが、学校保健安全法施行規則において、学校は保護者などに必要な医療を受けるよう指示することと定められていることから、教育委員会では、各学校園に対し適切な受診勧奨に努めるよう通知し、保護者の方々には、本市の医療費助成制度について周知しています。</p> <p>今後も、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代間で連鎖することのない社会の構築に向け、行政、教育、多様な支援機関、地域が連携した取組を進めます。</p> <p>第7項（3）（子育て支援部幼保政策課）</p> <p>待機児童数は国が定めた定義により全国で共通の運用を行っています。なお、本市では、申込の結果、利用に至らなかった「未利用者」の方の人数を内訳も含めて公表しています。引き続き、わかりやすい情報発信に努めます。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（4）（子育て支援部幼保政策課）</p> <p>保育士の処遇改善については、国の公定価格で、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や、技能・経験に応じた追加的な加算があり、本市も応分の負担を行うとともに、国の公定価格を上回る職員配置が可能となるよう、市独自の運営補助を行っています。</p> <p>さらに、保育補助者の雇上げに対する補助や、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整える取組を進めています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p> <p>待機児童の解消については、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入れ枠の整備などを進め、令和3年から4年連続で待機児童数ゼロを達成しました。</p> <p>今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠の確保に努めます。</p> <p>第7項（5）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市では、児童手当法第21条に基づき、滞納となっているこども園や保育所などの主食費・副食費などについて、令和3年度より申出徴収制度を導入しています。ただし、本制度は、児童手当受給者が児童手当からの徴収を希望し申出書を提出した場合に限って実施するもので、滞納者全員から強制的に徴収するものではありません。</p> <p>第7項（6）（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>本市では、平成29年度から「さかい子ども食堂ネットワーク」を形成し、こども食堂の開設に要する経費への補助金（開設支援補助金）の交付をはじめ、運営団体間や企業・有識者などと交流ができる円卓会議を年3回開催するなど、様々な取組を実施しています。</p> <p>資金面の支援については、上記の開設支援補助金の交付に加え、子ども食堂支援プロジェクトとして、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施しており、令和5年度は約1,200万円もの寄附をいただきました。この寄附金を活用して、希望する団体にプリペイドカードを配付しています。あわせて、食材の支援として常設型の「子ども食堂を応援するフードドライブ」の実施や、食材寄附に協力していただける企業・団体の開拓、また、安全・安心な活動のための支援として、各団体に施設所有（管理）者賠償責任保険及び施設入場者傷害保険への加入に対する支援なども行っています。</p> <p>また、令和5年度からは開設3年を経過したこども食堂を対象に物品などの追加・更新費の助成やこどもの居場所づくりの一環として実施している体験活動を支援するためのアーティスト派遣費用の支援なども行っています。</p> <p>今後も、さかい子ども食堂ネットワークの枠組みを基盤として、各こども食堂が主体性をもって継続して活動できるよう様々なサポートを実施していきます。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（環境事業部環境事業管理課）</p> <p>本市では、高齢者や障害者の方で自ら所定の場所へごみ出しすることが困難で、かつ身近な人の協力が得られない方へごみ出しのサポート「ふれあいサポート収集」を実施しております。令和5年1月23日からは、「ふれあいサポート収集」の実施状況を踏まえ、新たに70歳以上の高齢者のごみ出し支援を強化するため、対象者を拡大しました。</p> <p>中高層住宅の戸別収集についても、ごみ出しの困難な方については「ふれあいサポート収集」に基づき対応しております。</p> <p>見守り等の対応については、2回連続してごみ出しがない場合、利用者やホームヘルパー等へ連絡し、状況確認を行います。</p> <p>対象者の要件については、引き続き粗大ごみ及び生活ごみ、資源等の「ふれあいサポート収集」の実施状況を踏まえ、課題や市民ニーズ等を把握し、市民の皆様が利用しやすい制度になるよう検討します。</p>			

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（学校管理部学務課） 就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。</p> <p>第10項（学校管理部学校給食課） 全員喫食制の中学校給食については、令和7年6月から開始します。「堺市中学校給食改革実施計画（令和3年10月策定）」に基づき、給食センターや中学校配膳室等の整備を行い、給食指導・食物アレルギー対応等の実施準備に取り組んでいます。</p> <p>第11項（学校管理部学校給食課） 本市では、学校給食が子どもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、市独自施策として、小学校給食費の無償化を令和7年度から段階的に実施する予定です。なお、令和7年度は、小学校及び特別支援学校小学部1年生と2年生の学校給食費の無償化を予定しています。 あわせて、令和7年度は、小学校、中学校及び特別支援学校の全学年で、米価等の食材費の高騰分を支援し、栄養バランスと量を保った学校給食を提供する予定です。 また、国に対しては、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。</p> <p>第12項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業は、本市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。 なお、本事業は、全ての小学校区で実施しています。</p> <p>第13項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業の運営事業者の選定については、本事業を更に充実するため、入札価格だけでなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、事業者からの提案を総合的に審査し、より優れた運営事業者の決定を行っています。 また、業務従事者の処遇改善に資するため、国の「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」を活用しています。 活動場所については、既存の学校施設の利用を基本としています。待機児童が発生しないよう、専用教室のほか、学校の協力のもと放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。</p>			

番 号	陳情第15号	所管局	文化観光局
件 名	文化財の保護等について		
<p>第1項(1)(2)(歴史遺産活用部文化財課)</p> <p>極楽橋は、かつて江戸時代の環濠であった土居川に架かっていた石橋で、嘉永6年(1853)の竣工です。環濠にかかる橋のうち、現存する最も古い石橋であり、かつ、環濠エリアから王子ヶ飢墓地へ至る橋であったことが橋の名前の由来です。</p> <p>このように極楽橋は江戸時代の環濠にかかる姿をとどめた貴重な橋であり、また江戸時代の葬送儀礼に関する文化の一端を示す貴重な文化財であるため、市域全体の文化財指定の状況もふまえつつ検討いたします。また、その歴史的意義の周知についても関係課と調整を行います。</p> <p>第2項(1)(2)(歴史遺産活用部文化財課)</p> <p>堺台場は、大阪湾防備のために安政2年(1855)頃から堺旧港を挟んで北と南につくられた砲台場です。</p> <p>大浜公園では過去の公園整備に合わせて南台場の石垣整備が行われ、説明板が設置されています。さらに公園案内板においても、南台場の範囲が図示されています。引き続き、大浜公園の大部分が台場跡であるということが理解しやすいように情報発信につとめてまいります。</p> <p>なお、南台場については関係各課と連携の上、江戸時代後期から近代の遺跡を対象とした国史跡指定に関する情報収集を進めます。</p>			

番 号	陳情第15号	所管局	建築都市局
件 名	文化財の保護等について		
<p>第3項（都市計画部都市計画課、都心未来創造部ベイエリア推進担当）</p> <p>堺市都市計画マスタープランでは、市街地と歴史・文化資源が共存する地域においては、それらをいかし、調和を取りながら、歴史・文化が身近に感じられる市街地・住環境整備を進めることにより、都市魅力の向上と市民の愛着の醸成を図るとしています。計画等への位置づけについては、関係部局の施策等の状況に応じて検討します。</p> <p>堺駅・堺旧港エリアにおいても豊かな歴史・文化をいかしながら、関係部局と連携の上、都市魅力の向上に努めます。</p>			

番 号	陳情第16号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>(交通部公共交通担当) (泉北ニューデザイン推進室スマートシティ担当)</p> <p>当該地域を運行している南海バス株式会社に確認したところ、「全国的な路線バスの乗務員不足について弊社も例外ではなく、乗務員の確保について年々苛烈を極める状況になっております。2024年4月から自動車運転者の労働時間等の改善のための基準である「改善基準告示」の改正に対し、乗務員の休日出勤など最大限の運営で路線バスの運行を継続し、遵守して参りましたが、日々深刻化する状況に対してこの度、路線バス全域の利用状況を鑑みた上で、便数を維持することは困難であると判断し、利用者数と運行本数の需給バランスを踏まえ、やむを得ず当該路線のダイヤ改正を実施させていただきました。「福泉中央小学校前」をご利用のお客さまにはご不便をお掛けし誠に申し訳ございませんが、バス事業を取り巻く環境や弊社の現況をご賢察の上、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。また、路線の変更やバス停の増設につきましては、いずれも運行費用が増加するものであり、ダイヤ改正以前の当該停留所の利用人数を上回る新たな需要の見込みがない限り、その路線を維持することは困難であり、慎重な判断が必要です。したがって、現時点で路線の変更およびバス停増設について予定はございません。」とのことです。</p> <p>また、南海電気鉄道株式会社、南海バス株式会社、本市が連携して実施している「NANKAI オンデマンドバス実証事業」については、大阪・関西万博に関する対応のため、オンデマンドバスの運行が難しく開催期間中は運休となっています。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本市としては、南海バス株式会社へ地域の方の声をお伝えし、働きかけを行います。また、魅力的な拠点の形成など様々な取組により積極的にバスを利用していただくように努め、加えて、運転士の確保に向けて、採用に係る周知・広報活動など、事業者と連携し取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第17号	所管局	建築都市局
件 名	支援学校等について		
<p>第1項（住宅部住宅施策推進課）（中区役所深井駅周辺地域活性化推進室）</p> <p>大阪府と本市の「まちづくり基本構想」に沿った計画実施に向けた取組として、府営八田荘住宅の建替えにより創出された第1期の活用地について、地元自治会の皆様と望ましい土地利用を協議し、ファミリー向け住戸を中心とした共同住宅等の土地利用になるよう大阪府に要望し、大阪府において要望した内容に沿った土地利用条件で、令和6年12月に入札公告が実施されました。</p> <p>今後も建替えにより創出される予定である第2・3期の活用地や2次エリアの活用地についても、「まちづくり基本構想」の実現に向けた活用に加えて、中区役所が取り組んでいる水賀池公園整備をはじめとした深井駅周辺地域活性化事業と連携し、深井駅を中心とした東西の人の流れの誘引に資する活用となるよう地元自治会の皆様とも十分に意見交換を行い、大阪府と連携して「まちづくり基本構想」に沿った取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第17号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校等について		
<p>第2項（学校教育部支援教育課）</p> <p>支援学校分校の設置の必要性について御理解いただきありがとうございます。本市教育委員会から宮園校区の皆様への対応が不十分であったため、不安感を抱かせてしまったことについて、改めてお詫び申し上げます。現在は、喫緊の課題である百舌鳥支援学校、上神谷支援学校の狭隘化解消のため、令和8年4月の支援学校分校開校に向けての対応に注力しています。今後の市立支援学校の在り方につきましては、支援学校分校開校後に、児童生徒数の推移を見極めた上で、本市の特別支援教育全体の在り方を検討する中で整備計画の必要性を含めて議論を進める必要があると認識しています。</p> <p>第3項（学校教育部支援教育課、学校管理部学務課）（建築都市局住宅部住宅施策推進課）</p> <p>宮園小学校区の児童にとって、より良い教育環境で学校生活を送れるよう、今後の児童数の推移などを勘案しながら、引き続き検討します。また、宮園校区の現状を踏まえ、大阪府営八田荘住宅建替事業の円滑な実施について、大阪府に働きかけを行っています。今後も、大阪府営八田荘住宅建替事業の中で大阪府と連携し、計画的に事業が行われるよう取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第18号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第1項（学校教育部支援教育課）</p> <p>それぞれの支援学校において児童生徒の個々に応じた支援を安定的に継続するためには、それぞれの支援学校において児童生徒を計画的に受け入れ、児童生徒数に適した施設整備や教職員配置などを行うことが重要であると考えています。したがって、年度ごとに支援学校間の転籍を可能とするなどの柔軟な対応は、それぞれの支援学校における児童生徒の計画的な受け入れや、施設整備、教職員配置などの面で課題があると考えており、百舌鳥・上神谷両支援学校から支援学校分校への転籍は、支援学校分校が開校する令和8年度に限定することが望ましいと考えています。</p> <p>第2項（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課）</p> <p>学校施設のバリアフリー化は、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送るようになるため、重要であると認識しています。</p> <p>校舎の上下階の移動については、現在設置されているエレベーターを共用で利用する予定です。</p> <p>なお、移動に当たって配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒個々の障害の状況を踏まえ、クラス配置に当たっての考慮や教職員の介助などにより、学校敷地内の移動を円滑に行うことができるよう取り組みます。</p> <p>第3項（学校管理部学校施設課）</p> <p>南棟のトイレについては、1階にシャワー設備を整備し、各階に介助が可能な広さの洋式トイレを整備する予定です。また、支援学校分校整備工事について、入札で使用した詳細な構内全体の配置図（設計図）を公開することは可能です。</p> <p>第4項（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課）</p> <p>支援学校分校の駐車場部分はフェンス等で区画し、児童生徒の安全を確保します。また、スクールバスや放課後等デイサービスの事業者の車両については、安全に駐車できるスペースを確保する予定です。</p> <p>なお、地元自治会及び支援学校分校の近隣校区自治会に対しては、周辺道路において通学バスや放課後等デイサービスの事業者の車両の通行がある旨の説明を行っており、今後も、児童生徒の通学に係る検討状況をふまえて随時説明を行います。</p>			

番 号	陳情第18号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第5項（学校教育部支援教育課）</p> <p>令和6年11月に、百舌鳥・上神谷両支援学校の保護者を対象として、2回に分けて宮園小学校の見学会を開催し、宮園小学校の現況や支援学校分校の施設設備について説明を行いました。支援学校分校と宮園小学校の児童生徒間・教職員間の相互理解に向けては、宮園小学校、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教職員並びに教育委員会事務局の職員で構成する準備委員会において、他自治体の事例を参考としながら、協議を進めます。</p> <p>第6項、第7項（学校教育部支援教育課）</p> <p>支援学校分校における教育につきましては、本校となる百舌鳥支援学校を基礎としながら、地域の特色を生かした教育内容とすることを検討しており、準備委員会では、これまでは授業や行事などについて、宮園小学校と百舌鳥・上神谷両支援学校の状況をふまえて検討を進めてきましたが、令和7年2月からは、学校教育目標や教育課程、時間割などのより具体的な内容について、他自治体の事例を参考としながら、一つ一つ丁寧に検討を進めています。今後、その他の準備状況を含めて、可能な限り早期に児童生徒や保護者の皆様にお示しできるようにします。また、令和8年度に支援学校への入学を考慮される幼児の保護者の皆様に対しては、令和6年12月と令和7年2月に説明会を行いました。今後は、令和7年度の就学相談及び進学相談において十分な情報提供や相談を実施します。</p> <p>第8項（学校教育部支援教育課、学校管理部学務課、学校管理課）</p> <p>支援学校分校への安全管理員の配置につきましては、関係部局と連携し、児童生徒の安全確保に向けて適切に対応します。</p> <p>支援学校分校周辺の道路につきましては、徒歩による通学に支障がないかを検討の上、関係機関と連携し、通学の安全確保に向けて取り組みます。</p> <p>第9項（学校教育部支援教育課）</p> <p>支援学校分校に通う児童生徒の放課後等デイサービスの利用につきましては、今年度内の情報提供は困難ですが、放課後等デイサービス事業者への意向調査を行い、可能な限り早期に児童生徒や保護者の皆様に情報提供をしたいと考えています。</p> <p>第10項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課）</p> <p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」においては、学校に置く校長の数は、本校と分校併せて1人とするのが標準とされています。支援学校分校の管理職の配置につきましては、本校と分校の学校運営を適切に行うことができるよう、当該管理職が担う職務職責を踏まえ、引き続き検討を進めます。</p>			

番 号	陳情第18号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第11項、第13項（学校教育部支援教育課）</p> <p>今後の市立支援学校の在り方につきましては、支援学校分校開校後に、児童生徒数の推移を見極めた上で、本市の特別支援教育全体の在り方を検討する中で整備計画の必要性を含めて議論を進める必要があると認識しています。また、支援学校児童生徒数の推計につきましては、本市の全体の児童生徒数が減少傾向にあり、支援学校の児童生徒数も、将来的には徐々に減少すると見込んでいます。今後も、支援学校に在籍するこどもたちにとってより良い教育環境となるよう、教育委員会全体でソフト・ハードの両面から取組を進めます。</p> <p>第12項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課）</p> <p>本市では、市立支援学校の狭隘化及び児童生徒数の増加という課題に対して、これまで特別教室の普通教室への転用や教職員の配置拡充などにより支援学校の教育環境の改善に取り組んできましたが、現状において、1学級当たり6人を超える学級編制としている学年があることは課題であると認識しています。</p> <p>支援学校の教職員数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、児童生徒数に基づき算出される定数を配置するとともに、支援学校の状況に鑑み、可能な範囲で加配教員を配置しています。次年度も支援学校の状況に鑑み、可能な範囲で対応します。</p>			

番 号	陳情第18号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第14項（学校教育部支援教育課、教育センター能力開発課、教職員人事部教職員人事課）</p> <p>本市の就学・進学相談では、障害の状態、将来を見据えたこどもの教育的ニーズをもとに教育委員会や学校が本人や保護者への情報提供を行いながら、必要に応じて関係機関等と連携し、就学・進学先を決定しています。障害のあるこどもにとって、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、個々のこどもにとってよりよい成長が見込まれる就学・進学先を決定するよう努めます。</p> <p>専門性・指導力に資する研修の実施については、支援学級担任だけでなく、管理職、特別支援教育コーディネーター、通常の学級担任を対象とした研修の実施や、発達障害児等専門家派遣、支援学校センター的機能を活用しています。また、支援学校の教員については、外部専門家を派遣し、専門性や指導力の向上に向けて取り組んでいます。</p> <p>また、教員採用選考試験において、特別支援学校教諭普通免許状を所有する者に対する得点の加点や、通常の学級の担任等とは別に募集するなど、特別支援教育の専門性を有する人材の確保に取り組んでいます。</p> <p>さらには、校長から学校の状況について丁寧に聞き取りを行い、学校の実情をふまえ、適材適所を念頭において教職員の人事配置を行っています。</p> <p>特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加に伴い、教育的ニーズも多様化していることから、障害のあるこどもの理解と障害の状況に応じた適切な指導や支援等を行うことができるよう、引き続き教員の専門性や指導力の向上に向けての取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第19号	所管局	教育委員会事務局
件 名	医療的ケア児について		
<p>第1項（学校教育部支援教育課）</p> <p>学校園で医療的ケアを行うことで登校園日数が増え、学びの継続性も保たれ、教育内容が深まったり、教職員と医療的ケア児の関係性が深まったりするなどの本質的な教育的意義を持つものと認識しています。</p> <p>医療的ケア児に対して求められる様々な対応については、関係者・関係機関が連携し、医療的ケア児が、健康で安全に学校園生活を送ることができるように取り組みます。</p> <p>第2項（学校教育部支援教育課）</p> <p>本市の現在の医療的ケア看護職員の配置の制度は、平成27年度から始まったものですが、本市立支援学校には、それ以前から医療的ケア児が在籍しており、校内医療的ケア体制のもと医療的ケアを実施してきました。この間、通学に係る車両確保や医療的ケア実施についてのガイドラインの作成等の環境整備を行っています。</p> <p>支援学校に在籍する医療的ケア児が、健康で安全に学校生活を送ることができるよう、引き続き環境整備に努めます。</p> <p>第3項（学校教育部支援教育課）</p> <p>令和7年1月8日現在、配置が必要な医療的ケア看護職員は20人で、その内、会計年度任用職員の看護職員は6人です。会計年度任用職員を配置できない学校園には、人材派遣による看護職員を配置しています。</p> <p>医療的ケア児に対し、その日の体調に基づく適切な支援を行うためには、医療的ケアの対応方針及び計画が、保護者、学校、看護職員とで共有できていること、また、看護職員が医療的ケア児の日頃の体調を把握するため、看護職員は同一人物であることが望ましいと考えています。</p> <p>支援学校を含む学校に配置する看護職員については、現在堺市ホームページ、広報「さかい」等で募集記事を掲載し、確保に努めていますが、引き続きSNS等も活用して会計年度任用職員としての人材確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第20号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>雇用主である運営事業者へヒアリングを行ったところ、複数社から現時点では常勤職員を安定的に配置することが困難等の意見が示されました。引き続き他市の取組を研究し、費用対効果を精査するなど総合的な検討に取り組みます。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>「地方自治法（昭和22年法律第67号）」では、契約の方法は一般競争入札が原則と規定されています。放課後児童対策等事業は、その一類型の総合評価一般競争入札を適用し、価格のほかには事業者の専門知識やノウハウ等に関する技術提案等を受け、価格と技術的要素を総合的に評価し、最も優れた案を提示したものを落札者として決定しています。</p> <p>また、競争性、公平性を確保する観点から、一者との契約を長期間継続するのではなく、最長5年で総合評価一般競争入札に付すこととしています。</p> <p>このことから、運営事業者に変更が生じる可能性があることは前提としつつ、事業の安定運営や業務従事者の継続雇用等の観点から、委託業務仕様書において「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」よう規定しています。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>運営事業者に変更が生じて、堺っ子くらぶとしての制度内容に変更がないため、対面での説明会の開催は予定していません。ただし、個別ルームの運営方針等に関する説明は、別途各ルームにおいて実施しています。</p> <p>また、委託業務として実施していることから、業務従事者の雇用は受託した運営事業者の裁量事項となりますが、運営事業者が変更となる場合には、児童への影響を考慮し、「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」よう委託業務仕様書に規定しています。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策等事業は、本市と契約を交わした運営事業者が、仕様書及び運営事業者の提案内容に基づき、その責任により実施するもので、運営協議会の設置はなじまないと考えています。</p> <p>一方、こどもの意見を尊重することは大切なことと認識しています。引き続き、利用者（保護者・児童）アンケートによるニーズ把握に加え、例えば、活動プログラム等の企画段階からこどもの意見を反映させる機会を設けることで、こどもが主体的かつ直接的に運営に関われるよう工夫することを運営事業者に求めます。</p>			

令和7年 第1回市議会(定例会)陳情回答綴

令和7年3月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-24-0044